

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ野辺地町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置する場所及び期間

売店の設置する場所及び期間は、次のとおりとし、原則として設置期間中の途中開設、閉設は認めないものとする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（会期前 I）		
競 技	会 場	期 間
ハンドボール 少年男子	青森県立野辺地高等学校	令和 8 年 9 月 4 日（金）～ 7 日（月）
	野辺地町運動公園 駐車場	

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

4 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は競技会場の規模等の実情を踏まえ、町実行委員会が決定する。出店規模は、1 店舗あたり 1 ブース約 20 m²とする。ただし、町実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・全障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

野辺地町又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工物、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅急便

(6) その他町実行委員会が特に必要と認められたもの

6 出店条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 原則として野辺地町内又は青森県内に売店を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについては、この限りでない。

ア 第75回大会以降の国体(国スポ)及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者

イ 競技団体等の推薦があり、町実行委員会が認めた者

ウ その他特段の理由により町実行委員会が認めた者

(2) 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

(3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(4) 営業店舗が法令等に違反して過去1年間に処分を受けていないこと。

(5) 調理事業者については、出店1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を町実行委員会へ提出すること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

(6) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒による行政処分を受けていないこと。

(7) 申請書提出日時点において、町税(野辺地町が賦課徴収するものに限る。)、法人税(個人の場合は所得税)及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。

(8) 出店者の役員等(個人である場合、その者をいい、法人である場合は、その役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、従業員として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

7 飲食物出店者条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを町実行委員会へ提出しなければならない。ただし、保健所での手続が必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たさなければならない。

- (1) 過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じて保管し、衛生的な陳列設備及び冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- (3) 手指消毒液を設置すること。
- (4) 早期飲食等を促す表示をすること。
- (5) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

8 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う1ブースあたりの町実行委員会が準備する設備等は次のとおりとする。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、町実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - ア テント（2間×3間 約20㎡）1張
 - イ 長机 6台以内
 - ウ 椅子 4脚以内※0.5張（10㎡）を希望する場合は、長机、椅子はそれぞれ半数とし、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張（10㎡）につき、長机、椅子それぞれ半数を準備するものとし、さらに町実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備することとする。
- (2) 町実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

9 出店募集

出店者の募集に関する事項は、町実行委員会が決定する。

10 出店申請

出店希望者は町実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、町実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し（飲食物を取り扱う売店のみ）
- (5) 施設賠償責任保険加入者証の写し（火気を使用する売店のみ）
- (6) その他町実行委員会が適当と認める書類

11 出店者の選定

- (1) 町実行委員会は、提出された書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等を考慮し、必要に応じて関係機関と協議し適当であると認めた者を出店者として選定する。

- (2) 出店申請書数が、当該会場の売店設置予定数を超えたときは、抽選により選定する。
- (3) 町実行委員会は、出店を許可した者に対し売店許可決定通知書（様式第5号）を交付し出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

12 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置及び撤去に要する経費相当分として、次に定める出店料を負担する。なお、ケータリングカー等については、1台あたり1ブースとして取り扱うものとする。

ただし、町実行委員会は、出店の応募状況を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

出店は、テント1張（2間×3間、約20㎡）を基本とする。なお、テント0.5張（10㎡）を希望する場合は、出店料を半額とし、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張（10㎡）につき、出店料の半額を負担しなければならない。

出店者区分	規 模	出店料
野辺地町内の者	1ブース	3,000円/日
上記以外の者	1ブース	6,000円/日

(3) 出店料の免除

以下のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し承認を受けなければならない。町実行委員会は、承認した者に対し、「売店出店料免除承認書（様式第8号）」を交付する。

- ア 行政機関等
- イ 県内の福祉施設
- ウ その他町実行委員会が認めた者

- (4) 出店を許可された者は、町実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。（振込手数料は、出店者の負担とする。）
- (5) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、町実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない

13 売店監督員

町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督する。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 売店責任者は、町実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

15 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書（様式第9号）により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において出店者は、町実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他町実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、郷土物産品としてアルコール飲料を販売する場合はこの限りではない。
- (6) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気及び会場や施設の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、町実行委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会

が指示する時間内に完了させること。

- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、町実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気・ガス・水については、各自で用意すること。
- (10) 町実行委員会が認めた火気を使用する売店にあつては、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶食べ残し等を分別回収する方法をとること。
- (12) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 販売員の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに町実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、町実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (17) 新型インフルエンザ等感染症拡大対策として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（青森県）が定める感染症防止に関する方針等を遵守すること。
- (18) 従事者は、マスク、手袋（運営に支障がある場合を除く）を着用すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても町実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに初期対応にあたりるとともに、売店監督員に報告し、その指示に従うこと。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、町実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会は当該出店者に代ってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 損害賠償

出店者(従事者を含む。)は、競技会場内等の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うこととし、損害賠償に備え、賠償責任保険等に加入すること。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を町実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など町実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を町実行委員会に請求することはできない。

23 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

申請者住所
商号又は名称
代表者役職名・氏名 印
電話番号

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第 10 の規定により申請します。

記

- 1 出店会場 青森県立野辺地高等学校 ・ 野辺地町運動公園 駐車場
- 2 出店希望形態 テント (張) ・ その他 () 例 : ケータリングカー
- 3 添付書類
 - (1) 様式第 2 号～様式第 4 号
 - (2) 売店従事者の本人確認書類
(運転免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもので, 顔写真があるもの)
 - (3) 営業に関する保健所の許可申請済証の写し (※飲食物を販売する場合に限る)
 - (4) 町税 (野辺地町が賦課徴収するものに限る。) の納税 (完納) 証明書 ※写し可
(申請日以前 3 カ月以内の日付のもので, 課税されている全税目「町民税、固定資産税等」が記載されているもの)
 - (5) 消費税及び地方消費税、法人税 (個人の場合は所得税) に未納がないことの証明書 (納税証明書)
 - (6) 生産物賠償責任保険加入者証等の写し (飲食物を取り扱う売店のみ)
 - (7) 施設賠償責任保険加入者証等の写し (火気を使用する売店のみ)

(様式第2号)

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称	
----------------	--

ふりがな 代表者役職名・氏名			
代表者生年月日	年	月	日
所在地	〒		
出店担当者	【氏名】 【電話】 【E-mail】	【FAX】	
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】 【電話】		
業種			
営業開始年月日	年	月	日
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無
国体等出店実績	有()・無		
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品 飲食物・宅配便・その他()		
販売品目価格等一覧			
No.	商品名	予定数量	販売価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※ 許可番号欄には、許可を受けた国スポ記念グッズについて記入してください。

(様式第3号)

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称	
住 所	

1 従事者名簿

※ 売店責任者の方につきましては、氏名の下に当日連絡が取れるご連絡先をご記入ください。

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者	臨時販売員 雇用予定数
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
	Tel:				

※ 従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台としますが、駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（町実行委員会が設営する備品以外のもの）

以下の項目については、燃料等危険物を使用する出店者のみ記入してください。

(1) 持込備品一覧表

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレートなど）

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポにおいて競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、貴実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第 2 条第 2 号に掲げる暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していません。
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去 1 年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

F A X： _____

E - m a i l： _____

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店許可決定通知書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等に出店する売店について、次の内容で決定となりました。

つきましては、下記指定口座において、令和 年 月 日 () までに売店料を納付くださるようお願いします。

また、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第7に基づき、許可証を必要とする出店者については、令和 年 月 日 () までに保健所の収取印が押された許可申請書の写しを提出してください。

記

- 1 出店希望会場 青森県立野辺地高等学校 ・ 野辺地町運動公園 駐車場
- 2 出店許可期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
- 3 出店形態 テント (張) ・ その他 ()
- 4 売店料 _____ 円
- 5 指定口座 振込先 青森みちのく銀行 野辺地支店
口座名義

【問合せ】

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会事務局
担当：

電話：0175 - 64 - 2119

FAX：0175 - 64 - 8083

(様式第6号)

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店出店許可証

青の煌^{きら}めきあおもり国スポにおいて、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等に出店する売店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 屋 号	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場名	
出店許可期間	令和 年 月 日～ 月 日
出店許可品目	
駐車許可台数	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌 ^{きら} めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項及び関係法令を遵守すること。

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

申請者住所
商号又は名称
代表者役職名・氏名 印

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技会場内等の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第 12 条第 3 号の規定により免除申請します。

記

- 1 出店希望会場 青森県立野辺地高等学校 体育館 ・ 野辺地町運動公園 駐車場
- 2 免除申請額 _____ 円
- 3 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
	その他 ()

(様式第 8 号)

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

青の焔^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店出店料免除承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった青の焔^{きら}めきあおもり国スポにおける売店出店料免除について、下記のとおり免除します。

記

- 1 出店希望会場 青森県立野辺地高等学校 ・ 野辺地町運動公園 駐車場
- 2 免除申請額 _____
- 3 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
	その他 ()

(様式第9号)

野国委 第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

青の焔^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会
会長

売店出店許可取消通知書

令和 年 月 日付け野国委第 号で出店を許可した青の焔^{きら}めきあおもり国スポにおいて、青の焔^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町実行委員会が運営する競技内会場等の売店の出店について、青の焔^{きら}めきあおもり国スポ野辺地町売店設置運営要項第 15 条の規定により、売店出店許可を取り消します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 屋 号	
代表者役職名・氏名	
取 消 理 由	